

墨田区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案		現 行	
別表		別表	
区 分	報 酬 の 額	区 分	報 酬 の 額
教育委員会委員長	月額 <u>291,000円</u>	教育委員会委員長	月額 <u>292,000円</u>
同 委 員	月額 <u>231,000円</u>	同 委 員	月額 <u>232,000円</u>
選挙管理委員会委員長	月額 <u>291,000円</u>	選挙管理委員会委員長	月額 <u>292,000円</u>
同 委 員	月額 <u>231,000円</u>	同 委 員	月額 <u>232,000円</u>
同 補充員	日額 7,500円	同 補充員	〔同左〕
監査委員（議員選出委員）	月額 <u>146,000円</u>	監査委員（議員選出委員）	月額 <u>147,000円</u>
同（識見者選出委員）	月額 <u>291,000円</u>	同（識見者選出委員）	月額 <u>292,000円</u>
備考 月額とは、月の初日から末日までの間引き続き在職した場合の当該月の報酬の額をいう。		備考 〔同左〕	

付 則
この条例は、平成25年1月1日から施行する。